

## みやざき商店街活性化支援強化事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛やイベントの中止により、商店街への来客や事業者の売上げは減少するなど、県内商店街は大きな打撃を受けている。

国においては、商店街の活性化につなげるためG o T o商店街事業を実施したところであり、令和3年度も実施が予定されているが、本県においては昨年度の活用事例が1件にとどまるなど、十分に活用できていない状況にある。

そこで、商店街活性化プランの策定や、国の「G o T o商店街」事業と連携した取組を行うことで、地域の活気を取り戻すとともに商店街の活性化を図る。

### 2 業務の名称

みやざき商店街活性化支援強化事業

### 3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月11日（金）まで

### 4 業務委託の内容

第1の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

なお、以下の内容を標準とするが、これを踏まえた上で、上記の目的をより効果的に達成するため、取組内容に多少の変更・追加を加えても差し支えないものとする。

#### (1) エリア内商店街状況の簡易ヒアリング

エリア内の市町村へ商店街の構成員数、景況感、今後の見通し、課題及びその要因等について簡易ヒアリングを実施する。

※状況に応じて商店街、商工会議所、商工会等実情に詳しい者へのヒアリングも可。

※ヒアリング手法については訪問、電話、文書等いずれでも可。

#### (2) 取組商店街の選定

(1)の簡易ヒアリングを受けて取組商店街の募集及び選定を行う。

※選定に当たっては、5の選定基準に沿って選定すること。

※取組商店街数について上限は設けないが、県央エリアは4以上、県北及び県西南エリアはそれぞれ3以上の商店街がG o T o商店街事業の採択となるよう、取組商店街の選定を行うこと。

#### (3) 取組商店街へのヒアリング

取組商店街決定後、商店街の現状把握、将来像（地域に求められる商店街となるため、またポストコロナを見据え自分達の商店街をどのような商店街にしていくのか。）について対面によるヒアリングを行う。

※商店主複数人への合同ヒアリングが望ましい。代表者へヒアリングを行う場合、商店街としてのコンセンサスが得られた方に行うこと。

※必要に応じて（4）の専門家も交えてヒアリングを行うこと。

#### (4) 活性化プランの策定・専門家の派遣

(3) のヒアリングを基に、商店街の将来像及びその実現に向けた具体的な取組（G○T○商店街事業につながるもの）を示した商店街活性化プランを作成する。併せて、プラン実践に向けた専門家等の派遣を行う。

・商店街活性化プランの取組例

①にぎわい創出プラン

多世代が集えるイベントやオープンテラスなどにぎわい創出の取組

②ICT活用プラン

オンラインまちゼミやEC化支援などICTを活用した取組

③地域商品開発プラン

地域の特産品を使った一店一商品開発など地域商品を活用した取組

④観光客誘客プラン

商店街へ地域外の人を呼び込むため観光地と連携した取組

※①～④の取組を推進するため、必要な専門家（中小企業診断士、まちづくりコンサルタント、マーケティングプランナー、フードビジネスコンサルタント、専門性を有した民間事業者等）を商店街に派遣。

(5) 「G○T○商店街」の申請・実施サポート

商店街の「G○T○商店街」事業への申請をサポートする。また、採択後、事業実施をサポートする。

※G○T○商店街の活動費は、G○T○商店街事業から支出されることから、本事業からは支出しないこと。

(6) 取組内容の情報発信

商店街の取組を県民に知ってもらうため、ホームページやSNS等を活用した情報発信を行う。

(7) 取組効果の検証

店舗や商店街利用者からのアンケート等を交え、取組効果の検証結果をとりまとめる。

5 取組商店街の選定基準

取組商店街の選定に当たっては、以下に該当する商店街の中から選定を行う。なお、選定に当たっては、地域バランスを考慮するとともに、県との協議により決定すること。

- ・ G○T○商店街の申請主体となりえること。また、ポストコロナを見据え事業効果が期待できる取組を検討している商店街組織等であること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の取組意識を持った商店街組織等であること。
- ・ 事業を円滑に執行するための体制が整った商店街組織等であること。

6 成果品等の納入場所

事業完了後、商店街活性化プラン、取組内容や取組効果の検証結果をまとめた事業報告書及び事業成果のPR資料（ポンチ絵）を作成し、電子データと併せて県に1部提出すること。